



環境報告書

2023

獨立行政法人

中小企業基盤整備機構

目次

はじめに.....	1
1. 中小機構について	2
2. 報告書作成の基本的要件	9
3. 環境保全に配慮した取り組み概要	
(1) 事業活動における環境配慮の方針	9
(2) 環境保全に配慮した取り組みの推進体制	9
(3) 環境保全に配慮した取り組みの概要	10
1) 温室効果ガス排出抑制のための実行計画.....	10
2) 令和4年度の具体的取組	12
4. 環境報告書の記載事項に関する告示との比較.....	16
5. 中小機構本部・地域本部等 所在地一覧.....	17

はじめに

本報告書は、平成17年4月に施行された「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき作成しました。

中小企業は、日本の総企業数の99.7%を占め、雇用の約7割を支える、日本経済の屋台骨であり、地域経済の発展には欠かせない存在であります。しかしながら、少子高齢化、人口減少に伴う労働力人口の減少、国内市場の縮小などが顕在化してきており、中小企業においては、人手不足への対応や事業承継問題など様々な課題が生じております。

中小機構は、我が国で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的な実施機関として、中小企業が抱える事業承継や生産性向上などの喫緊の課題をはじめ、経済のグローバル化に伴う海外展開や第4次産業革命による革新技术の実装に向けた支援を徹底して行ってまいります。

また、全国358万の中小企業の皆様にご利用できる支援を目指し、中小機構のこれまでの支援ノウハウやデータをもとにAIやウェブを活用し、チャットボットでの経営相談やオンライン研修、ウェブ上でのビジネスマッチングなど、更なる支援の質的、量的拡大を図ってまいります。

一方で、中小企業支援にはきめ細やかな対応が必要であり、全国の中小企業支援機関の皆様による取組みが不可欠であります。中小機構は、中小企業支援の中核的な役割として、支援機関の皆様へのサポートを担ってまいります。

中小機構は、「中小企業や地域社会の皆様により多彩なサービスを提供することを通じ、豊かであるおいのある日本を作る」ことを基本理念として、今後も、中小企業、更には日本経済の発展に寄与すべく、役職員が一丸となって全力を尽くす所存でございます。事業の推進にあたっては、効率的な運営を図るとともに、温室効果ガス抑制の取り組み、環境汚染の防止等への配慮を心がけ事業を推進してまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

理事長 豊永 厚志

1. 中小機構について

- 名 称 : 独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）
Organization for **S**mall & **M**edium Enterprises and
Regional Innovation, **J**APAN
- 根 拠 法 律 : 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
（平成14年12月法律第147号）
- 設 立 : 平成16年7月1日
- 代 表 者 : 理事長 豊永 厚志
- 資 本 金 : 12,098億円（令和5年4月時点）
- 役 員 : 13名（令和5年4月時点）
- 職 員 数 : 783人（令和5年4月時点）
- 本 部 所 在 地 : 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
- 地 域 本 部 等 : 北海道本部、東北本部、関東本部、北陸本部、中部本部、
近畿本部、中国本部、四国本部、九州本部、沖縄事務所、
南九州事務所
- 中小企業大学校 : 旭川校、仙台校、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校、
直方校、人吉校

○中小機構の Visual Identity :

中小企業の「自ら前進する力」と中小機構の後方から「基盤的に支える力」を二本の矢印「タンデムアロー」としてデザインしています。1本目の矢印は、未来を切り拓く情熱を象徴するパッションオレンジを、並走する二本目の矢印には力強いブラックを使用し、中小企業成長支援のための基盤をつくる中小機構の役割を表現しています。

コミュニケーションワード「Be a Great Small.」は、「規模の大小に関係なく、偉大な価値を生み出す、かけがえのない存在」として中小企業を表現するとともに、中小企業へのリスペクトを込めた言葉です。



○中小企業 SDGs 応援宣言

中小機構は、中小企業・小規模事業者に対する多様な支援政策を全般にわたって実施する国の機関として、SDGs の考えを尊重し、中小企業・小規模事業者の SDGs への理解促進と趣旨に沿った事業活動への支援を通じて SDGs の達成に貢献してまいります。



1. 中小企業・小規模事業者への SDGs の普及・啓発に取り組みます。

中小機構は、SDGs が今後の事業環境や発展の方向性を示すものとして有益であり、事業の持続性を高めることに資するものであることを中小企業・小規模事業者に積極的に伝えてまいります。

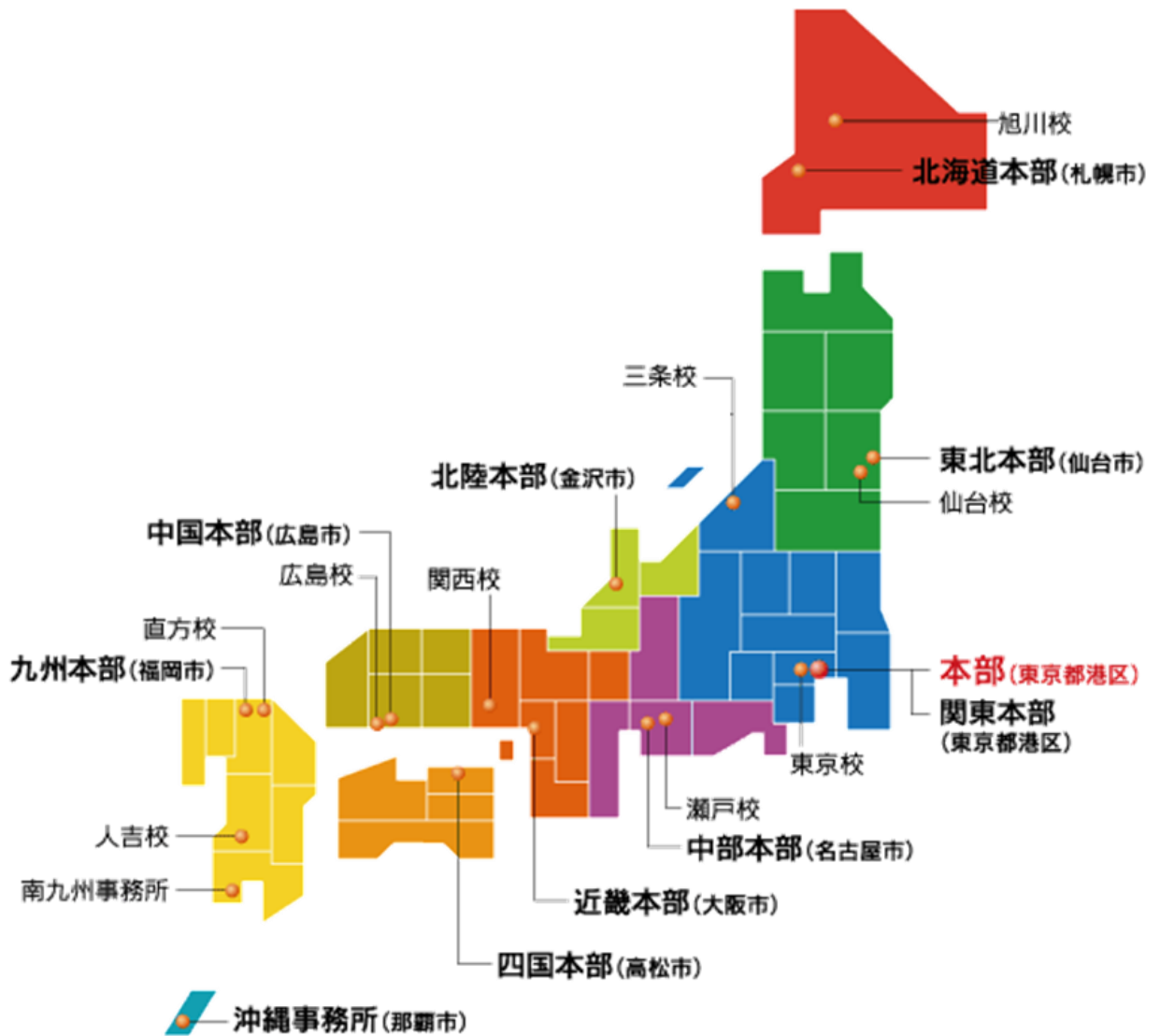
2. SDGs の考えに沿った中小企業・小規模事業者の活動を支援します。

中小機構は、実施する事業を通じて、SDGs の考え方に沿って事業の推進、改革に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。

3. 中小機構自らも SDGs の考え方に沿った組織運営を行います。

中小機構は、SDGs の考え方を尊重し、自らの組織運営においても持続可能性の向上や職場環境の改善に取り組めます。

全国に広がるサポート体制



☆ 本部、各地域本部の所在地、連絡先については、末尾掲載の所在地一覧をご参照ください。

事業のご案内

中小企業・小規模事業者が抱えるさまざまな経営のお悩みについて、きめ細やかなサポートを行っています。経営課題に応じたアドバイスや人材育成、資金的なサポートなど幅広い支援メニューを取り揃え、中小企業を応援します。

事業の創出

起業・創業

・インキュベーション

全国 29 ヶ所にインキュベーション施設を展開。常駐する専門家が早期の事業化を一貫してサポート。

・FASTAR

ベンチャー企業の資金調達や事業提携に向けた、伴走型の短期集中型アクセラレーター（成長加速化）支援。

・TIP*S・BusiNest

起業・創業を目指す方の交流や学びの場を提供し、創業前・創業初期段階における実践の第一歩をサポート。

・Japan Venture Awards (JVA)

次なる日本のリーダーとして果敢に挑戦する起業家を表彰し、ロールモデルとして広く紹介。

・起業支援ファンド

設立5年未満の創業、成長初期段階のベンチャー企業への投資を目的としたファンドに対して出資。

事業の発展

新事業展開

- ・ **販路開拓・マッチング支援**

展示会・商談会やマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」、Eコマースの活用などにより販路開拓をサポート。

- ・ **海外展開支援**

海外市場に知見が深い専門家によるアドバイスや、海外現地への調査、ビジネスパートナーの発掘などを支援。

- ・ **中小企業成長支援ファンド**

中小企業の成長・発展を目的としたファンドに対して出資。

資金支援（高度化事業）

中小企業が共同で利用する施設を整備する事業に対し、地方自治体と連携して融資や専門家のアドバイスにより支援。

事業の継続

事業の承継・再生

- ・ **事業承継・引継ぎ支援**

各地域の「事業承継・引継ぎ支援センター」の全国本部を設置し、円滑な事業承継・引継ぎを支援。データベース運用によるマッチング支援や情報提供のためのセミナー・フォーラムを開催。

- ・ **事業再生支援**

各地域の「中小企業活性化協議会」の全国本部を設置し、事業再生に向けたアドバイスや再

生計画策定をサポート。

- ・ **中小企業再生ファンド**

中小企業の再生支援を目的としたファンドに対して出資。

共済制度

- ・ **小規模企業共済**

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる共済制度。

- ・ **経営セーフティ共済**（中小企業倒産防止共済）

取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金総額の10倍まで、迅速に必要な事業資金を借り入れできる共済制度。

災害対策対応

- ・ **被災事業者支援**

地震や豪雨などで被災した企業へのさまざまな支援。

- ・ **災害に対する備え**

緊急時の備えとなる事業継続計画（BCP）策定などをサポート。

経営相談

経営課題の解決

- ・ **経営相談**

オンライン、対面、電話、メールなど、希望に応じた方法で、経営に関するさまざまな課題に各分野の専門家がアドバイス。

- ・ **ハンズオン支援（専門家派遣）**

個別の経営課題に応じて、豊富な経験と実績を持つ専門家チームを派遣して支援。

- ・ **ものづくり支援**

技術開発における計画策定から事業化までを、専門家のアドバイスによりサポート。

人材育成

中小企業大学校

- ・ **研修・セミナー**

全国9ヶ所の中小企業大学校や、各地域本部において、経営に役立つ実践型の研修・セミナーを開催。

- ・ **サテライト・ゼミ**

全国各地の支援機関や金融機関などと連携し、少人数参加型の研修を実施。

- ・ **WEBee Campus（ウェビーキャンパス）**

インターネットやweb会議システム、動画教材により、職場にしながら受講できる研修を提供。

☆各事業の詳細については、中小機構ホームページ(以下URL)をご覧ください。

<https://www.smrj.go.jp/>

中小機構

検索



2. 報告書作成の基本的要件

範囲：中小機構本部、地域本部、中小企業大学校を中心とした施設

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

分野：対象範囲における事業活動全般を通じた環境に配慮した取組み及び環境負荷低減のための推進活動を基本的要件として作成しています。

3. 環境保全に配慮した取組み概要

(1) 事業活動における環境配慮の方針

中小機構は、深刻化する地球温暖化、産業廃棄物の環境汚染問題について、緊急な社会問題であることを認識し、事業活動において、全職員が環境に関する法令を遵守し、環境保全に対する取組みを理解し、機構業務を遂行することを基本的な方針としています。

こうした方針に加えて、ホームページにおいて環境対策に関するセミナー開催の案内や省エネに関する情報の発信、また専門家によるアドバイス等を通じて、中小企業の皆様に環境対策に関する情報を提供するとともに、環境報告書により、中小機構の事業紹介と環境配慮への積極的な取組みを公開し、企業者の理解と信頼を得るよう努めてまいります。

(2) 環境保全に配慮した取組みの推進体制

機構内の環境保全に配慮した取組みの推進体制として、総務部（全体総括、温室効果ガス排出抑制）、財務部（グリーン調達、環境配慮契約、中小企業大学校等施設改修）、経営支援部（省エネルギー対策支援）の担当で推進体制を構成しています。

(3) 環境保全に配慮した取り組みの概要

1) 温室効果ガス排出抑制のための実行計画

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」、「経済産業省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」等に基づき、「独立行政法人中小企業基盤整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実行計画」を平成31年3月4日に策定しました。

実行計画の概要は以下のとおりです。

i 実行計画の概要

I. 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、本部及び地域本部（沖縄事務所、南九州事務所、中小企業大学校を含む。）において機構が行う事務及び事業

II. 対象期間

2019年度から2023年度

III. 目標

2012年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2023年度までに18.8%削減する（別表1）

IV. 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態の把握

計画期間中、各年度における電力・燃料・ガソリンの使用量の把握に基づき、中小機構の事務及び事業に伴い排出される当該年度の温室効果ガスの総排出量の推計を行う。

V. 具体的な措置の概要

1. 財やサービスの購入・使用に関する取組

- (1) 次世代自動車の導入
- (2) 自動車の効率的利用
- (3) 環境物品等の調達推進
- (4) エネルギー消費効率の高い機器の導入
- (5) 用紙類の使用量の削減

- (6) 温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択
- (7) 製品等の長期使用等
- 2. 建築物の建築、管理等に関する取組
 - (1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
 - (2) 改修工事等に係る温室効果ガスの排出の抑制等
- 3. その他の事務・事業に関する取組
 - (1) 省CO₂に資する適正な施設の運用管理
 - (2) ごみの分別
 - (3) 廃棄物の減量
- 4. 職員に対する情報提供
 - (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供
 - (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

別表 1

単位 ; kg-co2 (電気使用量は kWh)

	2012	2023目標	2012比
公用車燃料	210,923	105,462	▲50.0%
電気	3,578,704	2,495,352	▲30.3%
(電気使用量)	7,226,332	5,222,715	▲27.7%
施設燃料	2,524,446	2,524,446	0.00%
合計	6,314,073	5,125,259	▲18.8%

2) 令和4年度の具体的取組

i 財やサービスの購入・使用に関する取組

①低公害車両の導入、自動車の効率的利用

中小機構では、支援先中小企業者や関係機関への訪問やインキュベーション施設の管理等のため公用車（業務用車両）を使用していますが、業務上の必要性や地域の交通事情、顧客利便の維持に配慮しつつ、効率的な利用を図ると共にハイブリッド車両等低公害車両への転換に取り組んでいます。

②グリーン調達への推進

中小機構は、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、製品やサービスの購入に際し、できる限り環境への負荷の少ない物品等を優先して選ぶグリーン調達を進めています。

毎年「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、公表するとともに、その実績についても公表しています。

ア. 令和4年度の調達の目標

特定調達物品等については、22分野285品目を対象として、品目毎に判断の基準を満たす物品を調達する（調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%）。

特定調達物品等以外の環境物品等の選択に当たっては、エコマークやエコリーフ等を参考にして、環境への負荷低減に資する物品等の調達に努める。

イ. 調達実績

特定調達物品等のうち物品・役務については、調達した148品目について、判断の基準を満たす適用品を100%調達することを目標といたしておりましたが、文具類に

において1品目、携帯電話等において1品目の基準に満たないものがありました。

公共工事については、令和4年度の実績はありません。

令和4年度に調達した主な特定調達品実績表

分野	品目	目標値	目標達成率
紙類	コピー用紙	100%	100%
	フォーム用紙	100%	100%
文房具	ボールペン	100%	100%
	マーキングペン	100%	100%
	のり	100%	100%
	ファイル	100%	100%
	事務用封筒(紙製)	100%	95%
	ノート	100%	100%
	付箋紙	100%	100%
オフィス家具	いす	100%	100%
	机	100%	100%
画像機器等	コピー機等(複合機・リス)	100%	100%
	トナーカートリッジ	100%	100%
オフィス機器等	シュレッダー	100%	100%
携帯電話等	PHS	100%	0%
家電製品	冷蔵庫	100%	100%
役務	印刷	100%	100%

③用紙類の使用量の削減

決裁システムの導入による起案時のペーパーレス化や、会議や打ち合わせにおいて、情報端末機器を利用、また打ち合わせスペースへのモニター設置によりペーパーレス化、さらにははんこレス化を進め、用紙類の削減に取り組んでおります。

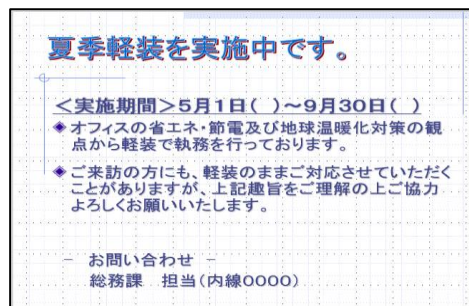
④電力契約の環境配慮契約への移行

令和4年度は、環境配慮契約を試みましたが、契約締結することはできませんでした。

ii その他の事務・事業に関する取組

①継続的な省エネルギーへの取組

本部における執務スペース・会議室等における業務実施時間以外の消灯の徹底等により節電に取り組むとともに、web・テレビ会議システムの活用による出張の削減（移動エネルギーコストの削減）、夏季軽装（クールビズ）実施による冷房の抑制に心がけております。



来訪者に対する掲示（クールビズの実施）

②環境負荷低減のための推進活動

中小機構では、中小企業及び中小企業支援担当者の方々に対してアドバイスの実施、ホームページを通じた情報発信等を通じて、環境負荷低減のための推進活動を行っています。令和4年度は以下の活動を行いました。

・情報提供事業（個別相談等）

本部及び全国6カ所の地域本部において、「カーボンニュートラル」「脱炭素経営」に取り組む中小企業に対して相談対応を実施しました。また、中小企業及び中小企業を支援する支援機関や支援者の方々向けに、カーボンニュートラルをテーマとしたセミナーを実施し、普及啓発に取り組みました。加えて、中小機構ホームページ（J-Net21）では、昨年度から引き続き省エネに関する情報提供やメールマガジンによるイベント告知を行い、中小企業の環境負荷低減活動を推進しました。

iii 令和4年度の温室効果ガスの総排出量の推計

温室効果ガス排出抑制の取組みの効果を確認するため、令和4年度における電力使用量及びガソリン使用量、施設燃料使用量の把握を行い、これに基づき中小機構の事務及び事業に伴い排出される当該年度の温室効果ガスの総排出量の推計を行いました。

推計の結果は別表2のとおりとなっております。

別表2

単位 ; kg-co2 (電気使用量は kWh)

	2012	2022	2012比	2023目標 2012比
公用車燃料	210,923	102,105	▲51.6%	▲50.0%
電気	3,578,704	2,482,955	▲30.6%	▲30.3%
(電気使用量)	7,226,332	5,947,491	▲17.7%	▲27.7%
施設燃料	2,524,446	2,530,447	0.2%	0.00%
合計	6,314,073	5,115,507	▲19.0%	▲18.8%

4. 環境報告書の記載事項に関する告示との比較

環境報告書の記載事項等に関する告示	中小機構の環境報告書
事業活動に係る環境配慮の方針 (告示第2の1)	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに 3. 環境保全に配慮した取り組み概要 (1) 事業活動における環境配慮の方針
主要な事業内容、対象とする事業年度等 (告示第2の2)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 中小機構について 2. 報告書作成の基本的要件
事業活動に係る環境配慮の計画 (告示第2の3)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 環境保全に配慮した取り組み概要 (3) 環境保全に配慮した取り組みの概要
事業活動に係る環境配慮の取組の体制等 (告示第2の4)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 環境保全に配慮した取り組み概要 (2) 環境保全に配慮した取り組みの推進体制
事業活動に係る環境配慮の取組の状況等 (告示第2の5)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 環境保全に配慮した取り組み概要 (3) 環境保全に配慮した取り組みの概要
その他 (告示第2の7)	-

5. 中小機構本部・地域本部等 所在地一覧

令和5年4月1日現在

名称	所在地	電話番号(代表)
本部	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-3433-8811

【 地域本部等 】

北海道本部	北海道札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階	011-210-7470
東北本部	宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第1生命タワービル6階	022-399-6111
関東本部	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階	03-5470-1509
中部本部	愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	052-201-3003
北陸本部	石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-5761
近畿本部	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング27階	06-6264-8611
中国本部	広島県広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル3階	082-502-6300
四国本部	香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7階	087-811-3330
九州本部	福岡県福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園BLDG.	092-263-1500
沖縄事務所	沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター313-1	098-859-7566
南九州事務所	鹿児島県鹿児島市東千石町1-38 商工会議所ビル6階	099-219-7882

【 中小企業大学校 】

旭川校	北海道旭川市緑が丘東 3 条 2-2- 1	0166-65-1200
仙台校	宮城県仙台市青葉区落合 4-2-5	022-392-8811
三条校	新潟県三条市上野原 570	0256-38-0770
東京校	東京都東大和市桜が丘 2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	愛知県瀬戸市川平町 79	0561-48-3401
関西校	兵庫県神崎郡福崎町高岡 1929	0790-22-5931
広島校	広島県広島市西区草津新町 1-21-5	082-278-4955
直方校	福岡県直方市永満寺 1463-2	0949-28-1144
人吉校	熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1	0966-23-6800